

貯水槽水道 【水をより安心して飲めるように】

◎2001(平成13)年7月に、水道法が一部改正されました。

その理由のひとつには、貯水槽水道(ビル、共同住宅等の建物内の水道)については、**管理の不徹底が原因**で、しばしば衛生上の問題が発生し、**水質面での不安を感じる利用者が多い**ということで、その管理の徹底を図る必要があるためです。

◎そこで法改正に伴い、給水条例に以下の内容を追加しました。【2003(平成15)年3月31日から施行】
貯水槽水道に関して、

- ・水道局の責任に関する事項……………指導、助言、勧告、情報提供
- ・貯水槽水道の設置者の責任に関する事項……………管理責任、管理の基準

貯水槽水道の管理の充実

衛生行政

水道事業者と連携した
取組みの強化



地域の実情に応じた
積極的な関与

水の
供給者

沖縄県
(保健所)

水道法による規制

- ・検査結果に基づく改善指示
- ・給水停止命令
- ・報告徴収、立入検査

条例・要綱による規制、指導

- ・簡易専用水道に準じた規制、指導

貯水槽水道設置者

簡易専用水道
(有効容量10m³超)

- ・管理基準の遵守
- ・第三者機関による検査の受検

小規模貯水槽水道
(有効容量10m³以下)

- ・簡易専用水道に準じた管理

給水契約

- ・給水条例に基づく
適正管理の確保

給水契約

- ・適切な管理、検査受検の指導
- ・施設への立入、改善の助言、勧告

那覇市水道局

検査の徹底・管理の改善

利用者

情報提供

- ・施設の管理状況等

水質情報

項目	西原浄水場系	北谷浄水場系	基準値	備考
一般細菌	0	0	100m/ℓ以下	汚染された水ほど多く検出される
大腸菌群	不検出	不検出	検出されないこと	ふん便汚染の指標として利用される
鉛	0.000	0.000	0.05mg/ℓ以下	健康に有害な金属
味	異常なし	異常なし	異常でないこと	水道水が有すべき一般的な項目
臭気	異常なし	異常なし	異常でないこと	
色度	0	0	5度以下	
残留塩素	0.7	0.5	0.1mg/ℓ以上	水の衛生的な安全を保持する項目
総トリハロメタン	0.040	0.026	0.1mg/ℓ以下	水中の有機物と消毒剤が反応して生じる